

ごみの持ち込みについて

道央廃棄物処理組合を構成する千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町において発生したごみを排出者本人や排出事業者が自ら焼却施設へ持ち込むことができます。
受け入れの詳細につきましては「直接搬入受け入れ基準」をご覧ください。

(直接搬入受け入れ基準 ) → 直接搬入受け入れ基準 (R8.8改訂) .PDF に差替.

受入対象廃棄物

(1) 受入できる廃棄物の分別区分（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物に共通）

千歳市	燃やせるごみ
北広島市	燃やせるごみ
南幌町	可燃ごみ
由仁町	可燃ごみ
長沼町	可燃ごみ
栗山町	燃やせるごみ

※産業廃棄物は、千歳市と産廃処理契約を結んだ廃棄物に限りますので~~千歳市環境センター~~にお問合せください。
お問い合わせはこちら > 千歳市市民環境部環境推進室廃棄物業務課

(2) 受入できる廃棄物の大きさの目安

- 各自治体の指定ごみ袋や同等サイズのごみ袋に入ったものは受入できます。
※千歳市、北広島、栗山町の方は指定ごみ袋に入れる必要はありません。
※南幌町、由仁町、長沼町の方は必ず指定ごみ袋に入れてください。
- ごみ袋に入れていない場合は63cm四方以下（厚さ10cm以下）が目安です。
- 長物の場合は最大長90cm以下（直径10cm以下）が目安となります。

事前に分別されていないものや、サイズが目安よりも大きいものは当施設では受入できませんので、その場合の処理方法はごみ搬出元の自治体にお問合せください。

受付時間について

受付期間 月曜日から土曜日
(1月1日から1月3日は除く)

受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで

廃棄物処理手数料

- 計量棟において、道央廃棄物処理組合を構成する各自治体が定めた処理手数料を徴収します。
- 処理手数料の徴収は、各自治体と手数料徴収に係る事務委託契約を締結した焼却施設運営事業者が各自治体の定めに従い実施します。
- 手数料に関することは各自治体の担当部署へお問合せください。

お問い合わせはこちら >

- 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。
内容が確認できない場合は受入できません。
- 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。
- 産業廃棄物は千歳市と産廃処分契約を結んだものに限りです。
- 各自治体の廃棄物処理手数料を参考にお知らせします。

参考資料 廃棄物処理手数料 

搬入条件

(1) 家庭系一般廃棄物の場合

搬入条件

- ア ごみ排出元の住宅が組合構成市町内にあること。
- イ 搬入者本人がごみ排出元の住宅に居住していること。例外として、特別な事情により居住地が異なる場合は、アの自治体から**搬入対象者確認書**の交付を受けていること。
- ウ ごみ排出元の自治体分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。

- エ** 上記受入対象廃棄物の（１）および（２）に該当する廃棄物であること。
- オ** ごみ搬入申込書の必要事項と同意事項に記入していること。
- カ** 運転免許証（運転履歴証明証含む）またはマイナンバーカードにより、顔写真による搬入者の本人確認と居住地確認ができること。例外として、特別な事情がある場合は左記の代わりに、構成市町から交付を受けた搬入対象者確認書を提示すること。

特別な事情の例

- 運転免許証は取得しておらず、マイナンバーカードは紛失して再交付手続き中である。
- 行政区域外に住んでいるが亡くなった親族の家の整理で排出したごみを搬入したい。
- 行政区域外に住んでいるが行政区域内に別荘があり、そこで排出したごみを搬入したい。など

（２）事業系一般廃棄物の場合

搬入条件

- ア** ごみ排出元の事業所が組合構成市町内にあること。
- イ** ごみ排出元の自治体分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- ウ** 上記受入対象廃棄物の（１）（２）に該当する廃棄物であること。
- エ** ごみ搬入申込書の必要事項と同意事項に記入していること。
- オ** 運転免許証（運転履歴証明証含む）またはマイナンバーカードにより顔写真による搬入者の本人確認ができること。

（３）産業廃棄物の場合

搬入条件

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

~~千歳市環境センター~~ — 千歳市市民環境部環境推進室廃棄物業務課

~~（契約に関すること）TEL.0123-40-6969~~

~~（分別・その他に関すること）TEL.0123-23-2110~~ — TEL.0123-24-0653.

道央廃棄物処理組合事務局施設課

TEL.0123-25-5331

受入手順

家庭系一般廃棄物
(通常の場合)

家庭系一般廃棄物
(搬入対象者確認書が
必要な場合)

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

(4) 産業廃棄物

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

~~千歳市環境センター~~ 千歳市市民環境部環境推進室廃棄物業務課

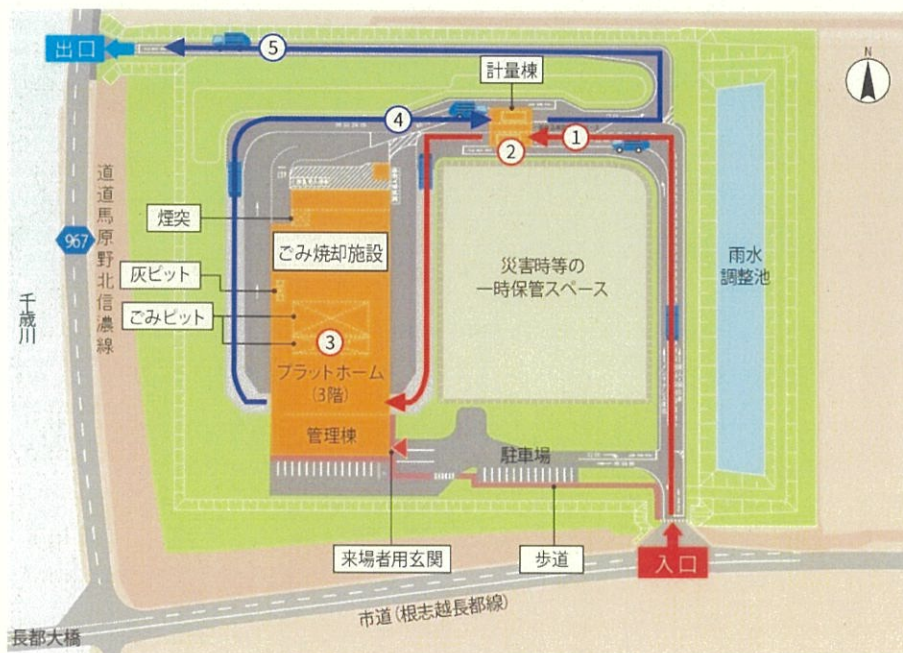
~~(契約に関すること) TEL:123-40-6969~~

~~(分別・その他に関すること) TEL:0123-22-2110~~ TEL:0123-24-0653

道央廃棄物処理組合事務局施設課

TEL:0123-25-5331

搬入・退出の流れ



- ① 市道根志越長都線側の入口から入場し、計量棟へ進みます。
- ② 計量棟で受付を行ってから重量を計測し、焼却施設へ進みます。
- ③ 焼却施設3階のプラットホームで、ごみを降ろします。
- ④ ごみを降ろし終えたら、焼却施設を出て、計量棟に進み計量した後「ごみの処理手数料」を支払います。
- ⑤ 計量棟を出て、道道967号：馬追原野北信濃線側の出口から退場します。
※場内は一方通行です。
案内に従って走行してください。

お問い合わせ先

道央廃棄物処理組合の事業に関すること

道央廃棄物処理組合事務局施設課：0123-25-5331

焼却施設の管理運営に関すること

施設の休日、受入時間、受入手順に関することなど

道央環境テクノロジー株式会社：0123-25-3286

分別区分、処理手数料、ごみ回収日に関すること

可燃ごみ以外の処理方法に関すること など

千歳市市民環境部環境推進室廃棄物業務課：0123-24-0653

~~千歳市環境センター：0123-23-2110~~

北広島市市民環境部廃棄物対策課：011-372-3311

南空知公衆衛生組合（南幌町、由仁町、長沼町）：0123-88-3900

栗山町環境生活課：0123-73-7511

様式ダウンロード

ごみ搬入申込書

ごみ搬入申込書 	ごみ搬入申込書（記載例） 
---	---

搬入対象者確認書

搬入対象者確認書(千歳市)と差替

搬入対象者確認書（千歳市） 	搬入対象者確認書（北広島市） 
搬入対象者確認書（南幌町） 	搬入対象者確認書（由仁町） 
搬入対象者確認書（長沼町） 	搬入対象者確認書（栗山町） 

Copyright © 2024 DOUOU Waste Disposal Association. All Rights Reserved.



ゴミの持ち込みについて



施設見学

各種お問い合わせ

電話のお掛け間違いにご注意ください

道央廃棄物処理組合にお問い合わせの際に、誤って別の相手方に発信している事例が発生しています。

お問い合わせの際は、電話番号をいま一度確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

道央廃棄物処理組合や焼却施設管理運営事業に関すること

道央廃棄物処理組合

TEL:0123-25-5331

FAX:0123-25-5578

E-Mail info@douou53kumiai.jp

焼却施設の管理運営（受付時間、施設見学等）に関すること

道央環境テクノロジー株式会社

TEL:0123-25-3286

FAX:0123-25-3287

廃棄物の分別区分や処理手数料に関すること

お住まいの市町村によって問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

千歳市 ~~千歳市環境センター 0123-23-2110~~ **千歳市市民環境部 環境推進室 廃棄物集積課 0123-24-0653**

北広島市 北広島市 市民環境部廃棄物対策課 011-372-3311

南幌町 由仁町 長沼町 南空知環境衛生組合 0123-88-3900

栗山町 栗山町 環境生活課 0123-73-7511

道央廃棄物処理組合

〒066-0008

北海道千歳市根志越2533番地の1

組合について

施設について

- 施設の紹介
- 施設の管理運営について
- 工事について
- ごみの持ち込みについて
- 施設見学

組合議会

財務・契約

情報公開

- 公告・告示
- 監査
- 人事・給与
- 組合だより
- 施設管理状況
- 生活環境影響調査
- パブリックコメント

例規集

アクセス

各種お問い合わせ

プライバシーポリシー